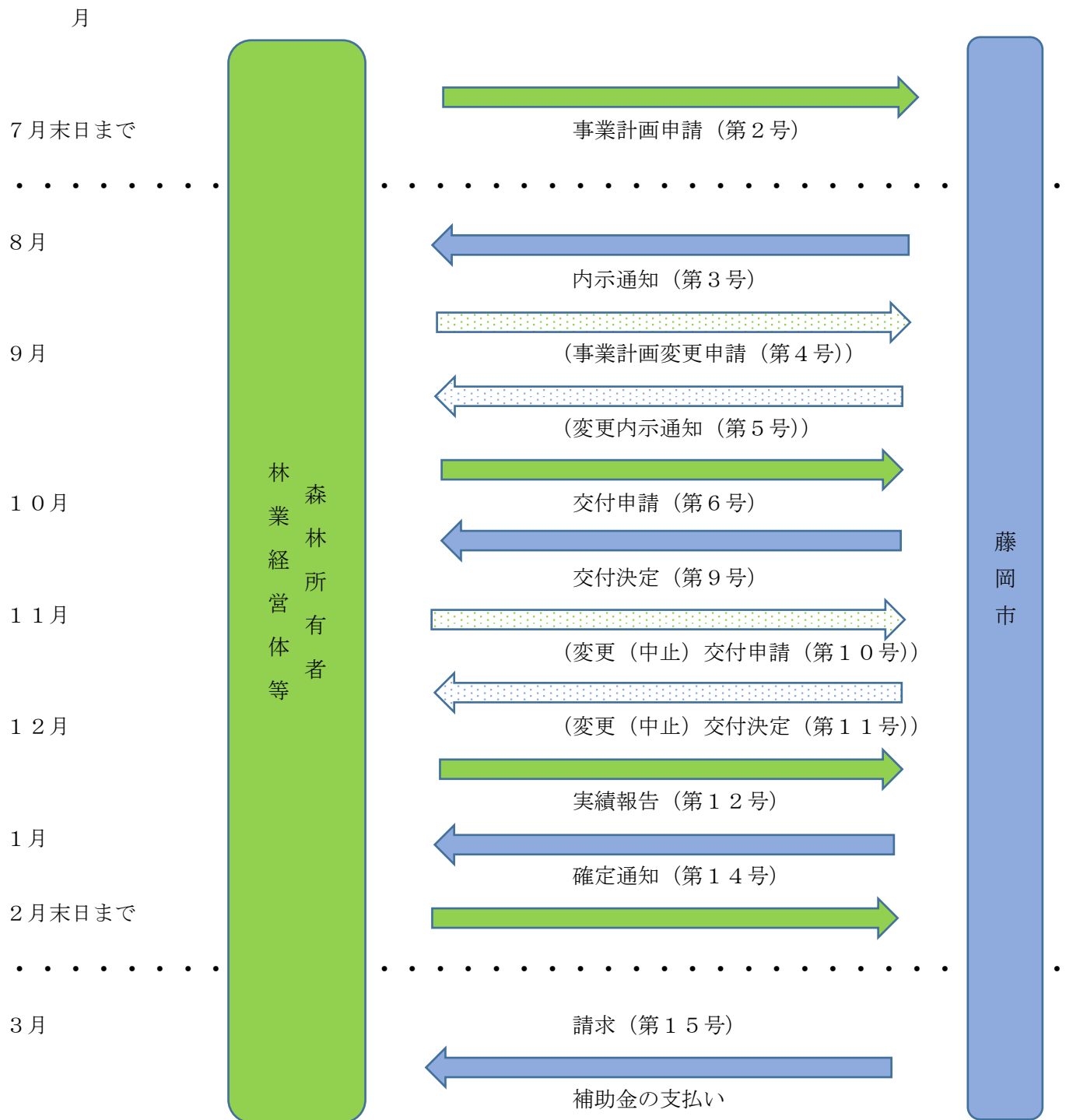


# 事業の運用について

## ◎事業の流れ



- ・ その他、森林所有者が補助金の申請や受領の権限を林業経営体に委任する委任状 (第1号)、第1号により委任を受けた林業経営体が森林所有者に補助金交付したことを証する実績書 (第16号)、交付決定の取消し (第17号)、補助金返還命令 (第18号)、補助事業者の義務 (第19号) 等を規定しています。

## 1. 補助金の算定方法

### (1) 補助金の算定方法

(搬出間伐) 1ha あたりの公共造林間伐標準単価 (※) × 搬出間伐実施面積

(切捨間伐) 公共造林保育等標準単価 (※) × 切捨間伐実施面積

※群馬県民有林造林補助事業予定標準単価にて公表されます。

### (2) 算定の考え方

標準単価は、群馬県民有林造林補助事業予定標準単価とします。

(搬出間伐) 間伐【選木無し】(定性)・一般・車両系 を標準

(切捨間伐) 保育間伐 (Ⅱ) (枝払・玉切)【選木無し】を標準

### (3) 補助金算定例

群馬県民有林造林補助事業予定標準単価のうち事業区分(搬出・切捨)、整備条件を選択し、それに間伐予定面積を乗じます。

(例)

《ケース1》

搬出間伐【選木無し】(定性)・一般・車両系・60～70 m<sup>3</sup>の木材搬出・1ha 施業

$$\underline{458,000 \text{ 円} \times 1\text{ha} = 458,000 \text{ 円}}$$

《ケース2》

搬出間伐【選木無し】(定性)・一般・車両系・60～70 m<sup>3</sup>の木材搬出・0.5ha 施業

①施業面積を1haに置き換えます。

この場合、0.5ha 実施して60～70 m<sup>3</sup>だったことから、1haに換算すると120～140 m<sup>3</sup>となり、標準単価上では80 m<sup>3</sup>以上の単価が該当となります。

②80 m<sup>3</sup>以上の単価に、施業した面積を乗じて補助金額を算定します。

$$\underline{589,000 \text{ 円} \times 0.5\text{ha} = 294,500 \text{ 円}}$$

《ケース3》

切捨間伐・保育間伐 (Ⅱ) (枝払・玉切)【選木無し】を0.8ha 施業

$$\underline{151,000 \text{ 円} \times 0.8\text{ha} = 120,800 \text{ 円}}$$